

平成 2 9 年度

いじめ防止基本方針

宍粟市立山崎南中学校

1 「いじめに対する基本方針」について

【いじめの定義】

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法 第二条）」

いじめの定義をしっかりと理解し、下の①～⑥を基本方針として対応する。

① いじめはどこでも起こりうる問題である。

日頃から子どもが発するサインを見逃さず、問題意識を持ち、早期発見に努める。

② いじめは絶対に許されない行為である。

教師の言葉できちんと子どもに伝える。

③ いじめられたとき、いじめを見たときの対応の仕方を教えておく。

（市いじめ対応マニュアル参照）

④ いじめられる子どもの立場で考える。（市いじめ対応マニュアル参照）

⑤ 根気強く継続的な対応を心がける。

いじめが解決したように見えても再発することもあるため、確認・点検を怠らず継続して取り組む。

⑥ 周囲と連携して対応にあたる。（市いじめ対応マニュアル参照）

2 校内いじめ問題対策委員会の設置

① いじめ問題への対応について意思決定を行い、すべての教職員が一致団結していじめ問題に取り組むため総括的・指導的役割を果たす。

② いじめ問題への対応については、学級担任等が個々に取り組むのではなく、学校をあげて取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導を行う。

③ ①・②の項目を実行するため、校内に次の委員会を設置する。

校内組織体制

【校内いじめ問題対策委員会】

校長 教頭 生徒指導担当 児童生徒支援員

教務主任 各学年主任 養護教諭

※ その他（必要に応じて）

生徒指導部員 関係学級担任 S C



【連携機関】

P T A 役員 学校評議委員 教育委員会 学校支援チーム

スクールカウンセラー（S C） スクールソーシャルワーカー（S S W）

主任児童委員 民生委員児童委員 家庭児童相談室（63-1950）

警察（御名駐在所 62-7479 戸原駐在所 62-6249）

（穴栗警察署 62-0110）

姫路子ども家庭センター（079-297-1261）

3 「いじめ問題に対応するための校内体制」について

市・県の「いじめ問題対応マニュアル」等にもとづき、「校内いじめ問題対策委員会」を最大限に機能させる事を基本とし、教育相談体制の充実や研修会・学習会を実施し、未然防止に向けた取組を充実させ、いじめのない学校づくりを推進する。

【実践事項】

① 校内組織

○ 生徒指導委員会

- ・ 毎月第4水曜日に開催
- ・ 問題行動等の現状についての情報交換と対応の共通理解
- ・ 職員会議での全職員への情報の提供と共通理解
- ・ 「いじめ」と思われる事象を把握したときは、早急に「いじめ問題対策委員会」を立ち上げる

○ いじめ問題対策委員会

- ・ 定例会の開催（6月末・11月末・2月末のいじめアンケート実施後）
- ・ 緊急会議の開催（「いじめ」と思われる事象を把握したとき
- ・ いじめ事案への対応の協議・・・役割分担の確認や対応の共通理解

② 教育相談体制

○ スクールカウンセラーの活用

- ・ 毎週月曜日の勤務日の相談
- ・ 相談箱の設置による話しやすい環境づくり

○ 各学期2回（定期考査前）の二者面談の実施

- ・ 日頃の悩みや現状について話し合う機会をつくる

○ 全校生三者面談の実施

- ・ 毎年12月に実施
- ・ 保護者を含めた情報交換

○ 随時実施する教育相談

- ・ 担任を中心に日頃からの声かけを積極的に行い、状況によって教育相談を実施する

③ 研修会・学習会について

○ スクールカウンセラーを活用した研修会の実施

- ・ 8月実施（職員研修として）

○ 生徒・PTA合同教育講演会の実施

- ・ PTA育成部・研修部と連携し、生徒も含めた人権講演会を実施

④ 小・中連携連絡会の開催

○ 毎学期1回実施

○ 小中の生徒指導担当を中心に、養護教諭も含め、情報交換を行う。

- 「いじめ」と思われる事象を把握したときは、保護者関係も含め、連携できる体制を構築する。

4 「いじめの未然防止」について

「教育活動全体を通して命や人権を大切にする心と態度を育てる」ことによって、命と人権を大切にし、他人への思いやりのある集団づくりをし、子どもたちの「自浄作用」によって人間関係のトラブルが解消されるよう努める。

【実践項目】

1. 豊かな心の育成・いじめの正しい理解・仲間づくり・子どもや学級の状況の把握などに関する取組
 - ① 学級づくり
 - 1 分間スピーチ
 - ・ 毎日（終会時）に設定
 - ・ 友達の思いや考え方を受け入れ自分の考えを見つめ直し、自他を認める集団づくりを行う。
 - 二者面談の定期的実施
 - ・ 各学期の定期考査前に実施（学期 2 回程度）
 - ・ 生徒と個別に話す機会を設け、子ども一人一人の内面理解に努める。
 - ② 学校づくり
 - あいさつ運動
 - ・ 毎朝の教師・保護者による立ち番、放課後の生徒会役員によるあいさつ運動
 - ・ 心が通い合う仲間作りやどんなことでも相談できる環境づくりを行う。
 - 生活アンケートの実施
 - ・ 毎学期 1 回実施
 - 道徳・人権教育の充実
2. 教職員の資質の向上に関する取組
 - 定期的な校内研修・カウンセリングマインド研修のによる対応能力の向上
 - 定期的な情報交換による、教職員の共通理解
3. 家庭への支援に関する取組
 - 毎学期 1 回の三者面談の実施
 - S C の活用や家庭訪問の実施により、連携を密にする

5 「いじめの早期発見・早期対応」について

子どもの小さな変化を敏感に察知し、見逃さない体制づくりや実態把握に努める。

【実践項目】

1. 教職員の対応能力の向上と日常の実態把握
 - ① カウンセリングマインドの向上や人権感覚の向上
 - ・ 校内研修の活性化
 - ② 実態把握調査（いじめアンケート）の実施
 - ・ 各学期末（6 月末・ 1 1 月末・ 2 月末）にいじめアンケートを実施
2. 信頼関係の構築
 - ① コミュニケーションの充実
 - ・ 声かけを積極的に行い、生徒の話をよく聞く体制づくり
 - ・ 「学習計画ノート」を活用し、生徒の思いを把握する
3. 相談しやすい環境づくり
 - ① 相談体制の確立
 - ・ S C への相談箱を設置して情報収集を行う
4. いじめへの組織的対応や被害者・加害者・周囲の生徒への対応
 - ① いじめ対応マニュアルに基づいた適切な対応と指導や支援
 - ・ 市いじめ対応マニュアルに基づく、校内いじめ対応マニュアルの周知・徹底

6 インターネットやソーシャルメディア等によるいじめの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等の関係機関と連携した指導、子どもや保護者への啓発に努める。

【実践項目】

- ① 定期的な情報モラルやサイバー対策等の講演会の実施
 - ・生徒、保護者への啓発
 - ・教職員対象の指導力の向上
 - ・関連機関との連携
- ②未然防止
 - 校報や学年・学級通信、ホームページ等による啓発
 - ・しそく中学生サミットに基づく、ルール作りと啓発
 - ・生徒のルールの保護者との共有
- ③早期発見
 - ・いじめのサインを見逃さない体制
 - ・保護者との連携
- ④警察等の関係機関と連携した迅速な対応

7 「いじめが起きた場合の対応」について

【山崎南中学校いじめへの対応（マニュアル） 参照】

- ① いじめではないかと思われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応することを基本とする。いじめと思われる事象を把握した教職員は、校長をはじめとして関係教職員に報告する。
- ② 校長のリーダーシップのもと、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、より正確な情報を把握し、対応を考える。事実の確認を間違えると不適切な対応になることもあるため、これらの初期対応は非常に重要である。
- ③ 個人ではなく組織的に、いじめられた児童生徒への支援等を迅速かつ適切に行う。

【実践事項】

- ① いじめ事象の初期対応
 - 校長のリーダーシップによる「校内いじめ問題対策委員会」での対応協議
 - ・いじめられた生徒への支援を最優先に対応を協議する
 - ・対応チームの編成を行い組織的対応する
 - ・役割分担と対応等をしっかりと確認する
- ② いじめ解消に向けた根気強く継続的な対応
 - 学校・保護者・地域・教育委員会・関係機関との連携した対応の実施〔関係機関〕
 - ・青少年育成センター ・家庭児童相談室
 - ・さつき学級 ・スクールカウンセラー
 - ・スクールソーシャルワーカー ・警察や弁護士（必要に応じて）

8 重大事態への対処 【宍粟市資料2 緊急時の対応フロー 参照】

【重大事態とは】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条より抜粋)

上記、①・②に該当する事象が起きたときは、宍粟市の緊急時の対応フローに基づき次のような対応を行い、適切な処置を行う。

(1) 調査の実施

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に相談・報告をする。

なお、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合については、本人及び保護者が丁寧に聞き取りを行うとともに、慎重かつ迅速に対応する。

(2) 学校としての対応

① いじめを受けた子どもの被害を最小限に抑えるとともに、同種の事態の発生防止を図る観点から、子どもの安全確保を第一に対応する。同時に、子どもの学習権を確保し、教育委員会と連携して、スクールカウンセラー等による子どもの心のケアに努める。

② 対策委員会等の調査組織に対し積極的に資料を提供するなど、重大事態の調査が円滑に進むよう取り組む。

③ 周囲の子どもやその保護者に対してもできる限りの説明を行うとともに、外部への情報発信・報道対応については、プライバシー保護など関係者の個人情報の取扱いに十分配慮しながら、教育委員会と連携して、正確で一貫した情報提供を行う。

④ 子どものプライバシー保護に配慮をしながら、関係保護者の気持ちについても十分把握をして、速やかに再発防止策を構じる。

(3) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について適時・適切に情報提供をする。そして、対策委員会等の調査機関による調査の結果とともに、いじめを受けた子ども又はその保護者の所見等についてもとりまとめをし、調査結果の文書に添えて市長へ報告する。

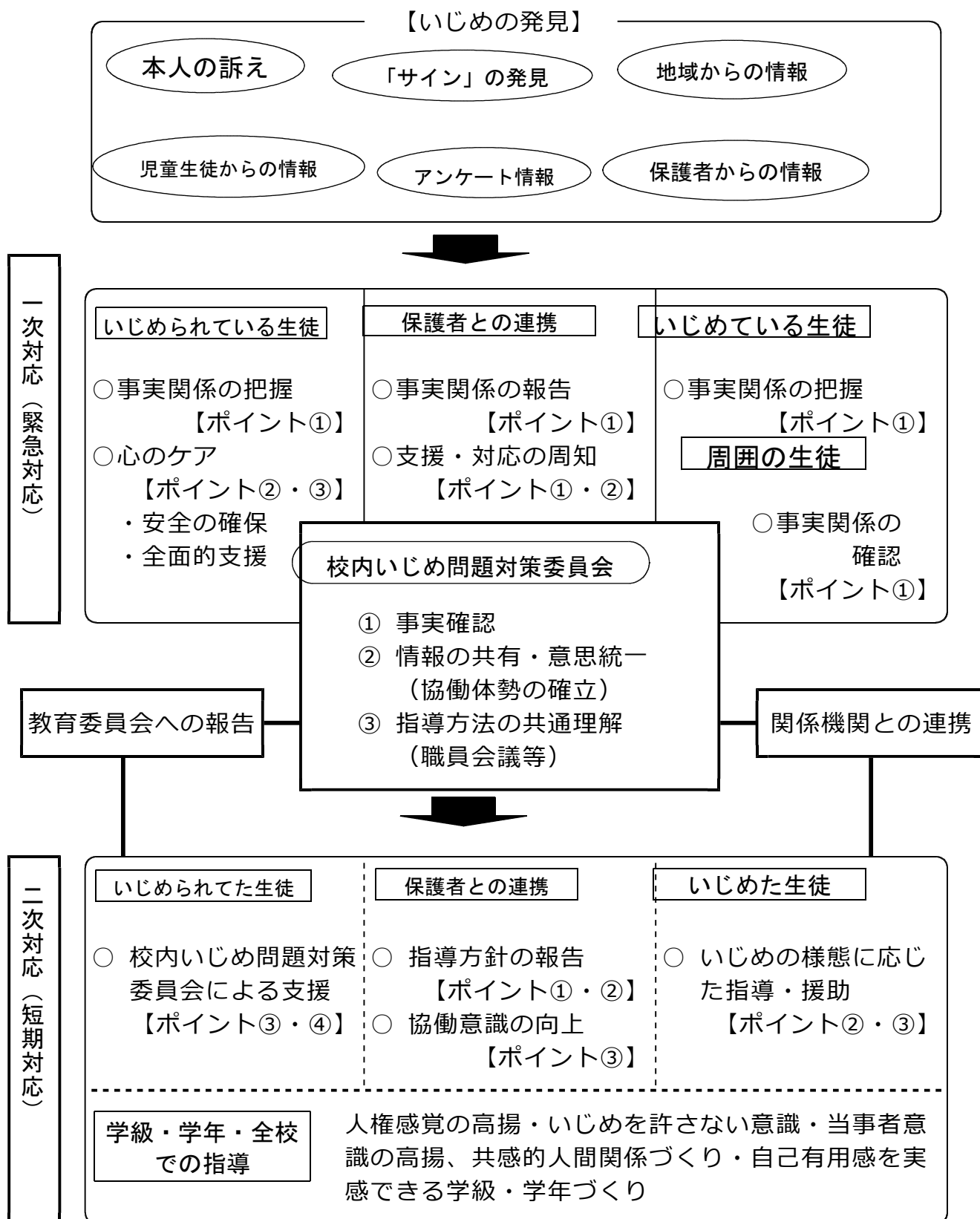
9 いじめ防止に対する対応

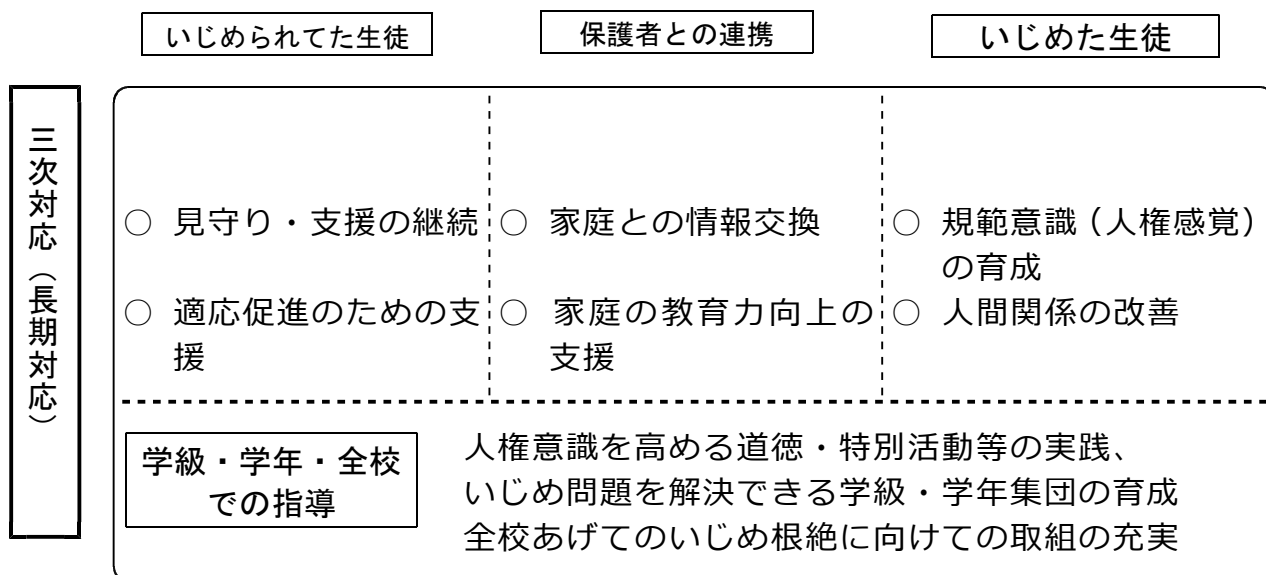
① 通常時

宍粟市いじめ防止基本方針の資料1にある「通常時の対応フロー」に基づく、山崎南中学校いじめ対応マニュアルを参照に、適切な対応を行うよう周知・徹底する。

② 緊急時（重大事態発生時）

宍粟市いじめ防止基本方針の資料2にある「緊急時（重大事態発生時）の対応フロー」に基づき、「8 重大事態への対処」に従い、適切な対応を行うよう周知・徹底する。





いじめの未然防止に向けた取組・いじめを許さない学校づくり

いじめへの対応（一次・二次対応のポイント）

早期対応 周囲と連携して対応

いじめられている (いじめられた) 生徒	いじている (いじめた) 生徒	学級・学年・学校全体
①起きている事実を確認すると共に、まず辛い今の気持ちを受け入れ共感する事で心の安定を図る。 ②いじめられている生徒を最後まで守り抜くこと、そして秘密を守ることを伝える。 ③学校全体で取り組み、必ずいじめを解決することを伝える ④自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。	①他の生徒と離れた場所で、事実確認を正確にかつ迅速に行う。 ②いじめの行為をしてしまった気持ちや状況などについて十分に聞いた上で指導する。 ③心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導すると共にいじめが非人道的であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。	①学級や学年、場合によっては全校生を対象にアンケート調査や聞き取り調査を正確かつ迅速に行う。 ②いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。 ③いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを肯定する行為と同じであることを認識させる。
いじめられている（いじめられていた）生徒の保護者	いじている (いじめた) 生徒の保護者	関係機関
①発見すれば、その日のうちに	①その日のうちにいじめの事実	①プライバシーに配慮しつつ、

事実を伝え、対応策を提案する。その際、学校としていじめた生徒を指導し、いじめられている生徒を守り抜くことを伝える。 ②必要な場合は、緊急避難として別室で学習できる体制を整えることを伝える。 ③継続して家庭と連携を取り、家庭での生徒の変化に注意してもらい、どんな些細な相談でも真摯に受け止める。	を伝え、いじめられる生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝える。 ②いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すと共に、事の重大さを認識させ、家庭でもいじめが絶対に許されない行為である事を指導するように依頼する。 ③生徒の変容を図るために、解決に向けた関わり方などを一緒に考えていく。	P T Aや学校評議委員などに事態を報告し、一体となって解決に取り組む。 ②事案によっては教育委員会や学校支援チーム、民生児童委員等と連携をとる。 ③事案によっては、子ども家庭センターや警察等の関係機関と連携を取る。
---	---	---

【宍粟市資料 2 緊急時の対応フロー】

資料 2

緊急時（重大事態発生時）の対応フロー

